

# 平成28年2月後期定例会議事録

- ・開催日時 平成28年2月25日(木曜日)15時28分～17時19分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者(委員) 大西委員長 松尾委員 江口委員  
(事務局) 社頭事務局長 伊東副事務局長 中野人事主幹  
藤田係長 牛島係長 西川主査 鶴澤主査 亀崎副主査

## ○議事事項

### 1 平成28年2月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

### 2 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

2月定例会議事に提案された次の条例(案)について、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたため、内容を検討した結果、異議がない旨回答することを決定した。

#### 【説明】

#### ○ 乙第3号議案 佐賀県職員の退職管理に関する条例(案)

##### 1 制定の内容

地方公務員法の一部改正(平成26年5月14日公布、平成28年4月1日施行)を受けて制定されるものであり、主な趣旨としては、職員を退職し、その後営利企業等に再就職した者による現職職員への働きかけに対する規制や罰則を導入すること等により、退職管理の適正を確保し、ひいては、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を確保しようとするものである。

<条例(案)の概要>

- (1) 国の部課長級相当職に就いていた再就職者が、離職前5年より前にその職に就いていたときの職務に関して、現職職員に対し働きかけることを、離職後2年間規制することとした。
- (2) 管理・監督の地位にあった者に対し、離職後2年間、営利企業等に就職した場合に、任命権者へ再就職情報の届出を義務付けることとした。
- (3) (2)の規定に違反した者等について、10万円以下の過料を課すこととした。

##### 2 施行期日

平成28年4月1日(上記(2)及び(3)については同日以後に離職した者から適用する。)

##### 3 検討結果

(1)については、地方公共団体の組織の規模が比較的大きく、その組織の形態が重層的な都道府県などを念頭に置かれているものであり、本県においては対象とすべき職員が存在することから、条例で規定することは適当である。

(2)については、地方公務員法において任命権者は、働きかけ規制の違反が疑われる場合には、人事委員会の監視の下、調査を行う必要があること等も踏まえ、働きかけ規制の円滑な実施のために、再就職者の情報を適切に把握しておく必要があると考えられ、条例で規定することは適当である。

(3)については、上記(2)の実効性を確保するため、届出義務に違反した場合について、地方公務員法は条例で10万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができるとしており、条例で罰則の規定を設けることは適当である。

また、平成26年8月15日付け総行公第67号及び総行経第41号「地方公務員法及び地方独立行政法の一部を改正する法律の運用について」(総務省自治行政局長通知)において、技術的助言として示された条例(例)に倣った制定となっており、異議はないものと考えられる。

○ 乙第6号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(案)

○ 乙第18号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(案)

1 改正の内容

(1) 職員の職務を給料表中の各級に分類する際の、標準的職務内容を定める「等級別基準職務表」を定めることとした。

(2) 人事評価の結果を、給与(昇給・勤勉手当)に反映させる規定を定めることとした。

(3) その他引用条項の改正を行うこととした。

2 施行期日

平成28年4月1日(所要の経過措置を定める。)

3 検討結果

(1) 等級別基準職務表について

ア 本条例案における「等級別基準職務表」は、現在人事委員会規則で定めている「級別標準職務表」の内容を条例で規定するものであり、また規定する職務内容は、現在の人事委員会規則の規定と同内容である。

イ 条例案に定める職務と複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、人事委員会規則で定めることとされている。これについては、現地機関の役職、特定の政策課題に対応する職などが想定されており、これらは組織改編や政策内容、情勢等により定期的又は不定期に改正することが予想されるため人事委員会規則で定めることは適当と考えられる。

以上のことから、異議はないものと考えられる。

(2) 人事評価について

ア 本人事委員会は、「職員の給与等に関する報告及び勧告」の中で、人事評価制度の整備及び任用給与等への反映について、毎年言及してきており、本条例案はその内容を実施するものである。

イ 勤勉手当に関して、従来の評価制度から新たな人事評価制度に移行するための経過措置を設けることは、適当と考えられる。

以上のことから、異議はないものと考えられる。

(3) その他引用条項の改正

地方公務員法の改正に伴い、同法の引用条項の改正等を行うものであり、異議はないものと考えられる。

○ 乙第7号議案 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例(案)

1 改正の内容

地方公務員法の一部が改正(平成26年5月14日公布、平成28年4月1日施行)されたことに伴い、降給の種類、事由及び手続について所要の整備を行うこととしたものである。

### < 条例(案)の概要 >

- (1) 降給の種類(降格及び降号)を定めることとした。
- (2) 降給の事由(勤務実績不良、心身の故障、適格性欠如、職制若しくは定数の改廃等※)を定めることとした。(※ただし、降号にあつては、勤務実績不良に限る。)
- (3) 降給を行う際の手続について定めることとした。

## 2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

## 3 検討結果

地方公務員法の一部改正により「降任」を「職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命すること」と定義されたことにより、従来、「降任」に該当すると解されてきた降任を伴わない降格を「降給」として規定する必要が生じた。

降給の手続及び効果については、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない(地方公務員法第 28 条第 3 項)ため、今回条例改正案は、降給の種類、降給に該当するそれぞれの事由及び処分の手続きを定めるものとなっており、適当と考えられる。

また、国においては、「人事院規則第 11-10(職員の降給)」で同様の規定が定められており、既に施行・運用されているところであり、平成 26 年 8 月 15 日付け総行公第 67 号及び総行経第 41 号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について(総務省自治行政局長通知)」において、技術的助言として示された条例例に倣った改正となっており、異議はないものと考えられる。

## ○ 乙第 10 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)

### 1 改正の内容

地方公務員法の一部(平成 26 年 5 月 14 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行)及び学校教育法の一部(平成 27 年 6 月 24 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行)が改正されたことに伴い、条例中に引用している条項等について所要の改正を行うこととしたものである。

- (1) 地方公務員法が一部改正されたことに伴い、条例中に引用している条項ずれについて改正を行うこととした。
- (2) 学校教育法が一部改正されたことに伴い、早出遅出勤務を請求することができる職員として規定していた「小学校」に就学している子を養育する職員に加え、「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部」に就学している子を養育する職員を加えることとした。

### 2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

### 3 検討結果

学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が新設されたため、早出遅出勤務を請求できる職員に関する規定について、「小学校」だけではなく、小学校に相当する「義務教育学校の前期課程」を加える必要が生じた。

また、「特別支援学校の小学部」を追加することについては、従前は、学齢児童を養育する職員のことを「小学校に就学している子を養育する職員」と一般的な表現で規定していたが、「義務教育学校の前期課程」を追加することにより、「小学校、義務教育学校の前期課程」とすると「特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員」は、早出遅出勤務の対象外であると誤解されるおそれがあり、明確化を図る必要が生じたことによるものである。

今回の改正条例案については、「義務教育学校の前期課程」及び「特別支援学校の小学部」の文言を

追加するものであり、適当と考えられる。

また、平成 28 年 1 月 29 日付け総行公第 7 号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う条例参考例の送付について(総務省自治行政局公務員部公務員課長通知)」において、技術的助言として示された条例に倣った改正となっており、異議はないものと考えられる。

○ 乙第 16 号議案 佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(案)

1 改正の内容

地方公務員法の一部(平成 26 年 5 月 14 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行)及び学校教育法の一部(平成 27 年 6 月 24 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行)が改正されたことに伴い、条例中に引用している条項等について所要の改正を行うこととしたものである。

(1) 次の条例について、地方公務員法の引用条項を改正(第 24 条第 6 項⇒同条第 5 項)することとした。

- ①佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費に関する条例
- ②佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例
- ③佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例
- ④佐賀県市町立学校県費負担教職員の任期を定めた採用等に関する条例

(2) (1)③の条例について、「義務教育学校」を加えることとした。

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

3 検討結果

当該条例改正案は、地方公務員法が一部改正されたこと及び学校教育法が一部改正されたことに伴う条文の整理であり、異議ないものと認められる。

○ 乙第 30 号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(案)

1 改正の内容

(1) 佐賀県職員給与条例の一部改正

	改正の内容	該当条項
ア	初任給調整手当の上限額の改定 医療職給料表(一)適用職員 月額 412,200 円⇒413,300 円	条例第 1 条による改正後の第 7 条の 3
イ	平成 27 年の勤勉手当の支給割合の改定 6 月期の勤勉手当の支給割合 再任用職員以外 75/100 上記のうち特定幹部職員 95/100 再任用職員 35/100 上記のうち特定幹部職員 45/100 12 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 75/100⇒85/100 上記のうち特定幹部職員 95/100⇒105/100 再任用職員 35/100⇒40/100 上記のうち特定幹部職員 45/100⇒50/100	条例第 1 条による改正後の第 17 条の 4 及び附則第 12 項
ウ	平成 27 年公民較差による給料表の改定	条例第 1 条による改正後の別表第 1～第 4

エ	平成 28 年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改定 6 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 75/100⇒80/100 上記のうち特定幹部職員 95/100⇒100/100 再任用職員 35/100⇒37.5/100 上記のうち特定幹部職員 45/100⇒47.5/100 12 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 85/100⇒80/100 上記のうち特定幹部職員 105/100⇒100/100 再任用職員 40/100⇒37.5/100 上記のうち特定幹部職員 50/100⇒47.5/100	条例第2条による改正後の第17条の4及び附則第12項
---	---	----------------------------

(2) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	該当条項
オ	平成 27 年公民較差による給料表の改定	条例第3条による改正後の第7条
カ	平成 27 年の期末手当の支給割合の改定 6 月期の期末手当の支給割合 155/100⇒155/100 12 月期の期末手当の支給割合の改定 155/100⇒160/100	条例第3条による改定後の第8条
キ	平成 28 年6月期以降の期末手当の支給割合の改定 6 月期 155/100⇒157.5/100 12 月期 160/100⇒157.5/100	条例第4条による改正後の第8条

(3) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	該当条項
ク	平成 27 年公民較差による給料表の改定	条例第5条による改正後の第5条
ケ	平成 27 年の期末手当の支給割合の改定 6 月期の期末手当の支給割合 155/100⇒155/100 12 月期の期末手当の支給割合の改定 155/100⇒160/100	条例第5条による改定後の第6条
コ	平成 28 年6月期以降の期末手当の支給割合の改定 6 月期 155/100⇒157.5/100 12 月期 160/100⇒157.5/100	条例第6条による改正後の第6条

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

- ・1の表中 ア～ウ、オ、カ、ク、ケ 公布の日
- ・同 エ、キ、コ 平成 28 年4月1日

### (2) 適用日

- ・1の表中 ア～ウ、オ、カ、ク、ケ 平成 27 年4月1日
- ・同 エ、キ、コ 平成 28 年4月1日

## 3 検討結果

本件条例の内容は、平成 27 年 10 月 8 日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたものとなっており、異議

ないものと認められる。

○ 乙第 31 号議案 佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(案)

1 改正の内容

(1) 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正

	改正の内容	該当条項
ア	平成 27 年の勤勉手当の支給割合の改定 6 月期の勤勉手当の支給割合 再任用職員以外 75/100 上記のうち特定幹部職員 95/100 再任用職員 35/100 上記のうち特定幹部職員 45/100 12 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 75/100⇒85/100 上記のうち特定幹部職員 95/100⇒105/100 再任用職員 35/100⇒40/100 上記のうち特定幹部職員 45/100⇒50/100	条例第1条による改正後の第21条 及び附則第20項
イ	平成 27 年公民較差による給料表の改定	条例第1条による改正後の別表第 1～第4
ウ	平成 28 年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改定 6 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 75/100⇒80/100 上記のうち特定幹部職員 95/100⇒100/100 再任用職員 35/100⇒37.5/100 上記のうち特定幹部職員 45/100⇒47.5/100 12 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 85/100⇒80/100 上記のうち特定幹部職員 105/100⇒100/100 再任用職員 40/100⇒37.5/100 上記のうち特定幹部職員 50/100⇒47.5/100	条例第2条による改正後の第21条 及び附則第20項

2 施行期日等

(1) 施行期日

- ・1の表中 ア、イ 公布の日
- ・同 ウ 平成 28 年4月1日

(2) 適用日

- ・1の表中 ア、イ 平成 27 年4月1日
- ・同 ウ 平成 28 年4月1日

3 検討結果

本件条例の内容は、平成 27 年 10 月 8 日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたものとなっており、異議ないものと認められる。

### 3 平成27年給与勧告及び給与条例改正に基づく人事委員会規則等の制定及び一部改正について

#### (1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

##### 【説明】

###### 1 改正の理由

平成27年10月8日付け佐賀県人事委員会勧告に基づき、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(案)及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(案)が11月定例県議会に提案されており、これらが原案どおり可決された場合、給料月額が改定されることに伴い、昇格時号給対応表の改定を行う必要があるため。

###### 2 規則案の概要

- (1) 給料月額の改定に伴い、昇格時号給対応表を改定する。
- (2) 公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用。

#### (2) 平成27年勧告改正県職員給与条例及び平成27年勧告改正学校職員給与条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の制定

制定内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

##### 【説明】

###### 1 制定の理由

平成27年10月8日付け佐賀県人事委員会勧告に基づき、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(案)及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(案)が11月定例県議会に提案されており、これらが原案どおり可決された場合、平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料を支給される職員で、50歳を超えるもの(以下「経過措置額支給特定職員」という。)に対する給与の支給等について、給料表の遡及改定に伴う計算過程において生じる不利益を防止するための特例措置その他必要な事項を定める必要があるため。

###### 2 規則案の概要

- (1) 経過措置額支給特定職員について、平成27年4月1日から条例の施行日の前日の属する月の末日までの間に係る改正後の給料及び手当の額が改正前の額に達しない場合には、改正前の額に相当する額を支給することとする。
- (2) 経過措置額支給特定職員について、平成27年4月1日から条例の施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与の減額がある場合、改正後の規定による減額の額が改正前の規定による減額の額を超える場合には、改正前の規定による減額額に相当する額を減額することとする。
- (3) 平成27年4月1日から条例の施行日の前日までの間における経過措置額支給特定職員について、改正後の給料額が改正前の給料額に達しない場合には、「平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則」第5条の規定により切り捨てられることとされている経過措置額の1円未満の端数を切り上げることとする。
- (4) 公布の日から施行(給与条例(人勧関係)と同日公布予定)

### (3) 平成27年勸告改正県職員給与条例及び平成27年勸告改正学校職員給与条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用についての制定

制定内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

運用通知案の概要

<内容>

#### (1) 経過措置額を受ける50歳を超える職員に係る支給等の特例

(第2条、第3条、第5条関係)

平成27年10月8日付け佐賀県人事委員会勧告に基づき、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(案)及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(案)が11月定例県議会に提案されており、これらが原案どおり可決された場合、平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料(経過措置額)を受ける50歳を超える職員の平成27年4月1日(以下「切替日」という。)から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与の支給等に関し、給料表の遡及改定に伴う計算過程における端数処理に起因して生ずる不利益を防止するための特例措置を講ずる。

#### (2) 施行日前に降格又は降号をした者に係る経過措置額の特例

(第4条関係)

切替日から施行日の前日までの間に降格等をした職員の経過措置額の算定基礎額(平成27年3月31日の給料月額から降格等による減額分(以下「降格デメリット額」という。)を差し引いた額)について、降格デメリットが変動した場合も給料表の改定前と同額とする。

(降格をした日から施行日以降においても適用される。)

<制定年月日>

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第 号)及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第 号)の施行の日

### (4) 初任給調整手当に関する規則の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

規則案の概要

(1) 平成27年10月8日付け佐賀県人事委員会勧告に基づき、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(案)が11月定例県議会に提案されており、これが原案どおり可決された場合、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職(医師及び歯科医師)に支給される初任給調整手当の支給限度額の引上げに伴い、支給額の改定を行う。

(2) 公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用。

※初任給調整手当の支給月額の限度額(1,100円引上げ)

現行	条例改正後
412,200円	413,300円



(5) 初任給調整手当に関する規則第6条第3項の承認についての一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

運用の改正案の内容

- (1) 初任給調整手当に関する規則の改正に伴い、特に必要と認めて承認した職員に対して、規則第6条第3項の規定に基づき支給する初任給調整手当の月額及び支給期間を定める別表を、以下のとおり改正する。

職員の区分 / 期間の区分	現行			改正案		
	1項職員			1項職員		
	1種 (55,000円)	2種 (52,500円)	3種 (47,500円)	1種 (56,100円)	2種 (53,400円)	3種 (48,300円)
35年以上36年未満	49,500円	47,000円	42,000円	50,600円	47,900円	42,800円
36 " 37 "	44,000円	41,500円	36,500円	45,100円	42,400円	37,300円
37 " 38 "	38,500円	36,000円	31,000円	39,600円	36,900円	31,800円
38 " 39 "	33,000円	30,500円	25,500円	34,100円	31,400円	26,300円
39 " 40 "	27,500円	25,000円		28,600円	25,900円	
40 " 41 "						

- (2) 適用日 平成27年4月1日

(6) 地域手当に関する規則の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

規則案の概要

- (1) 医師等に係る地域手当の支給割合を改める。  
 (2) 公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用(一部、平成28年4月1日から施行)

<支給割合の改正案>

施行日等	改正前	改正後
公布の日施行 平成27年4月1日適用	100分の15	100分の15.5
平成28年4月1日施行	100分の15.5	100分の16

(7) 単身赴任手当に関する規則の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

規則案の概要

- (1) 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離区分ごとに支給される加算額を増額する。  
 (2) 単身赴任手当の月額(基礎額)を改定する。  
 (3) 平成28年4月1日から施行。

<職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分ごとに支給される加算額の上限額>

現行	改正案
58,000 円	70,000 円

<単身赴任手当の支給月額(基礎額)>

現行	改正案
26,000 円	30,000 円

## (8) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

規則案の概要

- (1)平成 27 年 10 月 8 日付け佐賀県人事委員会勧告に基づき、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(案)及び佐賀県公立学校職員給与と条例の一部を改正する条例(案)が 11 月定例県議会に提案されており、これらが原案どおり可決された場合、勤勉手当の支給総額の引上げに伴い、勤勉手当の成績率の上限を改める。
- (2)公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用。

<成績率の改正案>

	現行		改正案	
	6月支給	12月支給	6月支給	12月支給
再任用職員以外の職員	150/100 以内	150/100 以内	150/100 以内	170/100 以内
特定幹部職員	190/100 以内	190/100 以内	190/100 以内	210/100 以内
再任用職員	70/100 以内	70/100 以内	70/100 以内	80/100 以内
特定幹部職員	90/100 以内	90/100 以内	90/100 以内	100/100 以内

※勤勉手当の成績率の上限は、勤勉手当の標準の支給割合の2倍の率で設定

※勤勉手当の支給割合＝勤務期間による割合(期間率)×勤務成績による割合(成績率)

## (9) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

運用の改正案の内容

- (1) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴い、各職員の勤勉手当の成績率を定めるにあたり、職員区分ごとの勤勉手当総額の範囲を、以下の表のとおり改正する(増額分については12月の勤勉手当で支給するもの)。

職員の区分		現行	改正案	
			6月	12月
再任用以外	特定幹部以外の職員	75/100	現行どおり	85/100
	特定幹部職員 (副本部長級以上)	95/100	現行どおり	105/100

再任用	特定幹部以外の職員	35/100	現行どおり	40/100
	特定幹部職員 (副本部長級以上)	45/100	現行どおり	50/100

(2) 適用日 平成 27 年4月1日

#### (10) 勤勉手当の成績率の運用についての一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

##### 【説明】

運用の改正案の内容

(1) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴い、懲戒処分を受けた場合の成績率の基準(12月に支給する場合)を、以下のとおり改正する。

		第1項(再任用職員以外の職員)		第2項(再任用職員)	
		現行	改正案	現行	改正案
特定幹部職員 以外の職員	停職	36.5/100	41.5/100	20/100	23/100
	減給	46.5/100	53/100	25/100	28.5/100
	戒告	56/100	64/100	30/100	34.5/100
特定幹部職員	停職	31/100	34.5/100	15/100	16.5/100
	減給	50.5/100	56/100	25/100	28/100
	戒告	71/100	78.5/100	35/100	39/100

(2) 適用日平成 27 年4月1日

#### 4 職員の採用選考について

佐賀県警察本部長から職員の採用選考請求があったことについて事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

##### 【説明】

- ・ 警視級 2名(発令予定日 平成28年3月24日付)
- ・ 課長級 2名(発令予定日 平成28年3月22日付1名、平成28年3月24日付1名)

#### 5 一般職の任期付職員の採用について

佐賀県知事から特定任期付職員及び一般任期付職員の採用等承認申請があり、その内容について事務局が説明し、申請のとおり承認することを決定した。

##### 【説明】

(特定任期付職員)

- ・ 職 名:統括本部 最高情報統括監[本部長級1人]
- ・ 任用予定期間:平成 28 年4月1日～平成 31 年3月 31 日 (3年)

(一般任期付職員)

- ・ 職 名:産業技術学院長
- ・ 任用予定期間:平成 28 年4月1日～平成 30 年3月 31 日 (2年)

## ○報告事項

### 1 平成28年度佐賀県警察官A採用試験実施計画の報告及び同試験における協力依頼について

佐賀県警察本部から、平成28年度佐賀県警察官A採用試験実施計画の報告及び同試験への協力依頼があったことについて、事務局から内容を報告した。

### 2 地方公務員法の改正に伴う佐賀県職員の任用に関する規則の改正の検討状況について

地方公務員法の改正に伴う佐賀県職員の任用に関する規則の改正の検討状況について、事務局からその概要を報告した。

### 3 公務員連絡会地方公務員部会等からの要請書について

公務員連絡会地方公務員部会等から全国人事委員会連合会会長へ要請書が提出されたことについて、事務局から報告した。

### 4 平成27年(不)第1号事案に係る第2回口頭審理調書について

平成27年(不)第1号事案に係る第2回口頭審理調書を作成し、写しを両当事者へ送付したことを事務局から報告した。

## ○その他

### 1 行事予定について